重要事項説明書

（指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス）

あなたに対する（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に当たり、（厚生省令第３７号第１２５条・厚生労働省令第　号第１３３条）に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

１．利用事業所

名　　称　：土肥ショートステイ
指定番号　：２２７０３０００５２
所 在 地　：静岡県伊豆市小土肥７８７－２
管理者名　：福室　悦子
電話番号　：０５５８（９８）２９００
FAX番号　：０５５８（９８）２９０１
開設年月日：（平成１２年４月１日・平成１８年４月１日）

２．事業の目的と運営の方針

事業の目的：社会福祉法人信愛会が開設する（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活）事業所土肥ショートステイが行う（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が（要介護・要支援）状態にある高齢者に対し、適正な（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とします。

運営の方針：①事業所の従事者は、（要介護・要支援）者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで利用者の心身機能の維持･向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

３．施設の概要

（１）敷地、建物及び定員

土地面積　　５,１７９．７９㎡
建物規模構造　鉄筋コンクリート造 ３階建　延床面積　３,１４９．６３㎡
利用定員　　１１人　　また、併設の特別養護老人ホーム土肥ホームにお

いて、特養入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業も行う。

（２）居室

居室の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	１室	従来型個室
２人部屋	１室	多床室
３人部屋	０室	多床室
４人部屋	２室	多床室
合計	４室	

（３）その他の主な設備　　別添のパンフレットを参照

（４）福祉サービス第三者評価事業受審状況

第三者評価の実施の有無	未受審
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

４．職員体制（介護老人福祉施設と合算）

管理者	１人
生活相談員及び介護・看護職員	26 人以上
機能訓練指導員	１人以上
医師	１人以上
その他（栄養士、介護支援専門員）	２人以上

５．営業日及び利用の予約

営業日　：　日曜日から土曜日

予　約　：　月曜日から金曜日の午前９時から午後５時３０分まで

（ただし、１２月３０日から１月３日及び国民の祝日は除く）

６．サービスの内容

（１）介護保険基準サービス

※　以下のサービスについては、食事、居住費を除き介護保険負担割合証記載の割合を減した割合が介護保険から給付されます。

① 排泄：利用者のプライバシー保持と身体状況に応じた適切な排泄援助（備えてあるオムツ・排泄器具を活用した自立援助・オムツ使用者の排泄介助）にて、安心した生活が送れるよう努めます。

② 入浴：原則週２回の入浴を実施します。なお、身体状況に応じ、各種浴槽を活用し適切な入浴援助を行います。（機械浴２種、スロープ付き浴槽）ただし、利用期間によっては、その限りではありません。

③ 離床：日中の離床を促すことで、生活リズムのバランスを保持し、食欲増進・生活空間の拡大を図ります。

④ 着替え：身体清潔保持に努め、入浴不可者は清拭後に着替えを実施します。
（発汗・汚染時は随時交換）

⑤ リネン交換：原則週１回実施します。

⑥ 整容等：起床時の洗面・整髪、その他身だしなみとして随時整容に努めます。

⑦ 機能訓練：日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、必要な機能訓を行います。

⑧ 栄養管理：利用者の年齢や心身の状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供します。

⑨ 相談及び援助：利用者及びその家族の意見や要望を把握し、誠意をもってできる限りの実現・援助に努めます。

⑩ 通常の送迎の実施地域在住者が利用する際の送迎：通常の送迎の実施地域在住者が利用する際、月曜日から土曜日までの午前１０時から午後４時まで送迎を行います。ただし、利用者の状況により上記以外もサービスを提供することがあります。（１２月３０日から１月３日を除く）

⑪ レクリエーション行事の提供：行事計画に基づき、レクリエーション行事を提供します。

⑫ 食事：管理栄養士による、バランスのとれた豊富な複数献立や季節献立など、利用者の状態に配慮した食事を提供し、必要に応じた介助をします。食事は可能な限り食堂でとっていただけるよう配慮します。
（食事時間）朝食７：３０　昼食１２：００　夕食１８：００

⑬ 居室の提供：原則として４人部屋ですが、個室等他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。ただし、心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に添えない場合もあります。

（２）介護保険基準外サービス
※　以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 介護保険給付限度額を超える（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）サービス：利用者との合意に基づき、介護保険給付限度額を超える（指

定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。

② 通常の送迎の実施地域以外の在住者が利用する際の送迎：通常の送迎の実施地域以外の在住者が利用する際、月曜日から土曜日までの午前１０時から午後４時まで送迎を行います。ただし、利用者の状況により上記以外もサービスを提供することがあります。（１２月３０日から１月３日を除く）

７．利用料

別紙の料金表により利用料金をお支払下さい。　　【　別　添　１　】

８．通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は次のとおりとします。

① 伊豆市土肥　　② 伊豆市小土肥

③ 伊豆市八木沢　　④ 伊豆市小下田

⑤ 沼津市戸田　　⑥沼津市井田

９．交通費

利用者の居宅が、当事業所の通常の送迎の実施地域以外にある時は、通常の送迎の実施地域を越える地点を起点として要した走行キロ数に１キロ当たり４０円を乗じた金額とし、有料道路利用の場合は別途にその実費を交通費としていただきます。

１０．苦情処理

（１）苦情申立窓口　　【　別　添　２　】

（２）第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

第三者委員については事業所内に掲示しております。

（３）苦情処理体制

相談・苦情に対する常設の窓口を設け、事業所に掲示した苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けたすべての苦情を書面に記録するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合は除きます。苦情解決責任者は担当者及び他の従業員を加え、苦情解決に向けた検討会議を行い、苦情受付担当者は、その解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、苦情申出人及び第三者委員に報告します。また、サービスの質や信頼性の向上のため、個人情報に関するものを除き、解決結果を公表します。

１１．事故発生時の対応について

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事前に指定された緊急連絡先及び担当ケアマネジャーに連絡するとともに、必要により医師の診察や医療機関へ救急搬送します。また、事業者は市町村や家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。また、事故を未然に防ぐための方策を講ずるものとします。

１２．損害賠償について

（１）当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意、または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

（２）損害賠償保険の加入

保険会社名　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

１３．秘密保持

（１）事業者及びその従事者は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

（２）事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがない様必要な措置を講じます。

（３）事業者は、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、その家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

１４．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関等への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先にも連絡します。

１５．非常災害時の対策

事業所にて定める防災対策規定により、地域住民と連携して地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努めます。

１６．ご利用の際に留意頂く事項

① 来訪・面会：別紙「面会についてのお願い」を参照

② 外出・外泊：別紙「外出についてのお願い」を参照。なお、外泊は退所扱いとなります。

③ 居室・設備・器具の利用：施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

③ 喫煙・飲酒：事業所で決められた場所、時間を厳守して下さい。なお、利用者の喫煙能力や飲酒状況上危険と判断した場合や健康に支障をきたす恐れがある場合は、ご遠慮いただく事もあります。

④ 所持品の管理：全ての所持品にお名前が分かるよう明記の上、所定の場所をご利用下さい。貴重品の持ち込みはお断りします。

⑤ 現金等の管理：自己管理される方は、事業所では一切関与しません。多額の現金の持ち込み、金銭トラブルにつきましても、責任を負いかねますのでご了承下さい。なお、管理を依頼される方につきましては、所定の規程に基づき管理させていただきます。

⑤ その他：許可なく飲食物及びペット、危険物等の持ち込みはご遠慮願います。

１７．利用者にあたっての禁止行為について

（１）介護職員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

（２）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

（３）サービス利用中に介護員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

１８．虐待防止のための措置について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従業者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的に実施し、必要な措置が適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

１９．感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従業者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

２０．事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため「感染症に係る事業継続計画」「災害に係る事業継続計画」を策定すると共に、計画に従い、職員に対して研修や訓練等必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

当事業所は、利用者に対する（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

指定短期入所生活介護サービス事業所
指定介護予防短期入所生活介護サービス事業所

所在地　〒410-3301　静岡県伊豆市小土肥 787-2
名　称　社会福祉法人　信 愛 会
土肥ショートステイ

理事長　　奥 津 匡 俊

説明者氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、（指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護）の提供に同意しました。

住所

氏名　　印

【　別　添　２　】

（１）苦情申立窓口

利用者相談窓口　：受付担当者　　土屋　春奈

電話　０５５８－９８－２９００

伊豆市役所 健康長寿課：伊豆市小立野３８－２

電話　０５５８－７４－０１５０

受付時間 月曜日から金曜日（午前８時３０分～午後５時１５分）

沼津市役所 長寿福祉課：沼津市御幸町１６－１

電話　０５５－９３４－４８３５

受付時間 月曜日から金曜日（午前８時３０分～午後５時１５分）

静岡県国民健康保険団体連合会

：静岡市葵区春日２丁目４－３４

電話　０５４－２５３－５５９０

受付時間 月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

静岡県福祉サービス運営適正化委員会

：静岡市葵区駿府町１－７０　静岡県総合社会福祉会館内

電話　０５４－６５３－０８４０

受付時間 月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

（２）苦情解決責任者

土肥ショートステイ　管理者　　福室　悦子